

## 指標 16.7.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 16.7.1** 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関（(a) 議会、(b) 公共サービス及び (c) 司法を含む。）における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

**ターゲット 16.7** あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

**ゴール 16** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

### (c) 司法（性別、年齢別）

#### 定義及び根拠

##### ○ 定義

指標 16.7.1 (c) : 裁判官または書記官の総数に対する女性の割合及び年齢が 40 歳未満の者の割合

##### ○ 概念

###### 裁判官

裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。

###### 書記官

事件記録その他の書類の作成・保管事務，その他法律において定める事務，裁判官の行う法令・判例の調査の補助事務及びその他手続の適正確保，進行促進，裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。

##### ○ 根拠及び解釈

ターゲット 16.7 で求められているように、司法による意思決定が、あらゆるレベルで対応的、包摂的、参加型及び代表的であるためには、国及び地方レベルの裁判所における重要な地位の多様性を確保することが重要である。司法職の多様性は、市民の目に対し司法による意思決定をより正当なものとし、また、国民全体の関心により敏感に反応するものとなる。

## データソース及び収集方法

裁判官数及び書記官数については、いずれも在職者数を集計したもの。  
労働力人口については、総務省の労働力調査による。

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

裁判官または書記官の総数に対する女性の割合

$$= \frac{\text{裁判官数または書記官数（女性）}}{\text{裁判官数または書記官数（総数）}} \times 100$$

裁判官または書記官の総数に対する年齢が40歳未満の者の割合

$$= \frac{\text{裁判官数または書記官数（40歳未満）}}{\text{裁判官数または書記官数（総数）}} \times 100$$

### ○ コメントと限界

- 国連から示されたグローバルデータでは、裁判官または書記官の総数に対する年齢が45歳未満の者の割合を算出することとされているが、我が国の年齢別データは、10歳単位での集計を行っていることから、40歳未満の者の割合を算出している。
- 裁判官については、2010年以前のデータはない。
- 書記官については、2019年以前のデータはない。
- 障害別、人口グループ別のデータは把握していない。

## データの詳細集計

なし

## 参考

なし

## データ提供府省

法務省

**関連政策府省**

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、人事院

**担当国際機関**

国連開発計画（UNDP）オスロガバナンスセンター